

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	救急救命士学校養成所指定規則
根拠条項	第2条
許認可等の種類	救急救命士養成所の指定
法令の定め	<p>(指定の申請手続)</p> <p>第二条</p> <p>学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 実習施設の名称、位置及び開設者の指名（法人又は消防機関にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載すること）</p> <p>十一 収支予算及び向う二年間の財政計画</p> <p>2 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。</p>
審査基準	救急救命士学校養成所指定規則（平成3年8月14日 文部科学省・厚生労働省令第二号）、救急救命士養成所指導要領（平成3年8月15日 健政発第497号）
標準処理期間	<p>総期間 135 日・<del>日</del>（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 - 日・<del>日</del>（ ）</p> <p>協議機関 - 日・<del>日</del>（ ）</p> <p>処分機関 135 日・<del>日</del>（ ）</p>
処分担当課	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係（電話番号：ダイヤルイン 011-204-5250）
申請先	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係（電話番号：ダイヤルイン 011-204-5250）
問い合わせ先	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係（電話番号：ダイヤルイン 011-204-5250）
備考	<p>HPアドレス</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/youseijo-gyouseitetuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/youseijo-gyouseitetuduki.htm</a></p>

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	救急救命士学校養成所指定規則
根拠条項	第3条
許認可等の種類	救急救命士養成所の変更の承認
法令の定め	<p>(変更の承認及び届出)</p> <p>第三条</p> <p>文部科学大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受けた養成所（以下「指定施設」と総称する。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請に準用する。</p> <p>3 指定施設の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）に変更があったときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。</p>
審査基準	救急救命士学校養成所指定規則（平成3年8月14日 文部科学省・厚生労働省令第二号）、救急救命士養成所指導要領（平成3年8月15日 健政発第497号）
標準処理期間	<p>総期間 68 日・<del>日</del>（注：休日は含まない。）※軽微なものは23日</p> <p>経由機関 日・<del>日</del>（ ）</p> <p>協議機関 日・<del>日</del>（ ）</p> <p>処分機関 68 日・<del>日</del>（ ）※軽微なものは23日</p>
処分担当課	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係（電話番号：ダイヤルイン 011-204-5250）
申請先	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係（電話番号：ダイヤルイン 011-204-5250）
問い合わせ先	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係（電話番号：ダイヤルイン 011-204-5250）
備考	<p>HPアドレス</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/yousei-jo-gyouseitoduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/yousei-jo-gyouseitoduki.htm</a></p>

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	救急救命士学校養成所指定規則		
根拠条項	第8条		
許認可等の種類	救急救命士養成所の指定取消しの申請		
法令の定め	<p>(指定取消しの申請手続)</p> <p>第八条</p> <p>指定施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>一 指定の取消しを受けようとする理由</p> <p>二 指定の取消しを受けようとする予定期日</p> <p>三 在学中の学生があるときは、その措置</p>		
審査基準	救急救命士学校養成所指定規則 (平成3年8月14日 文部科学省・厚生労働省令第二号)		
標準処理期間	総期間	45	日・丹 (注: 休日は含まない。)
	経由機関		日・丹 ( )
	協議機関		日・丹 ( )
	処分機関	45	日・丹 ( )
処分担当課	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係 (電話番号: ダイヤルイン 011-204-5250)		
申請先	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係 (電話番号: ダイヤルイン 011-204-5250)		
問い合わせ先	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係 (電話番号: ダイヤルイン 011-204-5250)		
備考	<p>HPアドレス</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/yousei-jo-gyouseitoduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/yousei-jo-gyouseitoduki.htm</a></p>		